

平成二十九年九月七日

第二十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	2
3.	市場長挨拶	3
4.	審議事項 平成三十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について (花き部、食肉部、水産物部・青果部)	4
5.	報告事項 東京都中央卸売市場における取引等の状況について	22
6.	閉 会	24

日時 平成二十九年九月七日（木）

午後一時三十分

場所 東京都庁第二本庁舎 三十一階特別会議室 27

出席者

会 長	大 矢 實	元東京都中央卸売市場長
会 長 代 理	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
委 員	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社代表取締役社長
〃	加 瀬 泉	東京都花き振興協議会取引委員長
〃	勝 倉 俊 明	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会
〃	金 子 千 久	全国農業協同組合連合会園芸部長
〃	腰 塚 源 一	東京食肉市場卸商協同組合理事長
〃	近 藤 栄 一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	西 郷 あゆ美	東京都議会議員
〃	佐 藤 恭 脩	東京都食肉事業協同組合理事長
〃	清 水 ひで子	東京都議会議員
〃	高 橋 正	東京都花き振興協議会買参人委員長
〃	武 井 喜 一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長

幹

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

事

竹内 誠
寺田 佳正
長岡 英典
中澤 誠
早山 豊
ひぐち たかあき
細川 允史
細田 いさむ
増山 春行
山崎 一輝
山崎 初美
谷茂岡 正子
吉田 久弘
渡邊 一夫
村松 明典
澤 章
松永 哲郎
松田 健次
長嶺 浩子
白川 敦

東京都生活協同組合連合会会長理事
公認会計士
一般社団法人大日本水産会常務理事（欠）
築地市場労組従組連絡協議会副議長
東京魚市場卸組合連合会会長
東京都議会議員
卸売市場政策研究所代表
東京都議会議員
東京都議会議員
東京青果卸売組合連合会会長
東京都議会議員
主婦連合会環境部
東京都地域婦人団体連盟会長
東京都花き振興協議会会長（欠）
東京都水産物小売団体連合会会長
中央卸売市場長
中央卸売市場次長
中央卸売市場管理部長
中央卸売市場市場政策担当部長（欠）
中央卸売市場財政調整担当部長
中央卸売市場事業部長

書

記

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
飯野雄資	斉藤義行	沼倉護	佐藤至	笹森竜太郎	畠山宗幸	高橋博	吉田直子	鶴田勝	大谷俊也	大場誠子	高角和道	中村憲久	前田豊	櫻庭裕志	岡安雅人	赤木宏行	
新市場整備部管理課長	事業部経営企画担当課長	事業部移転・経営支援担当課長	事業部施設課長	事業部業務課長	管理部財政調整担当課長	管理部食肉事業推進担当課長	管理部開発調整担当課長	管理部広報・組織担当課長	管理部財務課長	管理部市場政策課長	管理部総務課長	福祉保健局市場衛生検査所長	中央卸売市場移転調整担当部長	中央卸売市場新市場事業推進担当部長	中央卸売市場新市場整備部長	中央卸売市場移転支援担当部長	

第二十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

一・開 会

○司会（笹森） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第二十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方にはご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の笹森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっておりますが、ただいま協議会委員定数二十八名中二十六名の方にご出席いただいております。したがって、定足数を満たしており、本会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は一名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、東京都花き振興協議会会長の吉田委員でございます。また、大日本水産会の長岡委員につきましては、欠席とのご連絡はいただいておりますが、間もなく到着するものと思われま

せんが、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、

協議会の委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。なお、諮問文の本文につきましては会長席にてご用意してございます。配付資料につきましてお手元がない場合はお申し出いただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

以上で資料の確認を終わります。

なお、前回の協議会以降の人事異動に伴いまして、幹事、書記の変更もございますが、お手元に配付、幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

それでは、この後は、本協議会の会長でもございます大矢会長に議事進行をお願いいたします。

大矢会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長 当運営協議会の会長の職を務めさせていただきます大矢でございます。

本日は、委員の皆様方には何かとご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第二十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。

大変恐縮ですが、腰かけてこれからさせていただきます。

二．委員紹介

○大矢会長 まず初めに、新しく委員に就任された方々をご紹介させていただきます。

前回の協議会以降に委員に就任された方々でございます。

金子千久委員。

近藤栄一郎委員でございます。

西郷あゆ美委員でございます。

清水ひで子委員でございます。

早山豊委員でございます。

ひぐちたかあき委員でございます。

細田いさむ委員でございます。

渡邊一夫委員でございます。

以上八名の方々が新任の委員となりました。どうぞよろしく願います。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮でございますが、お手元配付の委員名簿によつてご確認をお願いいたします。協議会委員名簿をもつて紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしく願います。

三・市場長挨拶

○大矢会長　それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして、会議を進めることといたします。

議事に先立ちまして、村松市場長よりご挨拶があります。よろしく願います。

○村松幹事　東京都中央卸売市場長の村松でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、第二十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日も審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成三十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。

卸売市場の臨時休業日及び臨時開場日は、卸売市場で事業を行う皆様や卸売市場を利用する皆様にとって、営業

や消費生活に大きく影響いたします非常に重要な課題でございます。

この検討に当たりましては、卸売市場を取り巻く流通環境、労働環境、経営状況などさまざまな角度から協議を重ねるとともに、東京市場の影響を受けます各地の開設者の皆さん方とも意見交換を行いまして、本日、原案として提出させていただいております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

○大矢会長 村松市場長、ありがとうございます。

なお、映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。よろしく願いいたします。

四・審議事項 平成三十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

(花き部、食肉部、水産物部・青果部)

○大矢会長 それでは、審議に入りたいと思います。

平成三十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、花き部、食肉部、水産物部・青果部の四案が提出されております。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明をお願いします。

○白川幹事 それでは、ご説明申し上げます。

中央卸売市場事業部長の白川でございます。どうぞよろしく願いいたします。着席にてご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、平成三十年の臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましてご説明を申し上げます。

花き部の説明に入ります前に、初めに、お手元の「審議事項」と記された資料の七ページを恐縮でございますがお開きいただければと思います。市場条例の抜粋でございます。臨時休業日、それから開場日の設定の根拠でございますが、中ほどの第七条でございます。市場の休業日が定められております。それから、一番下の第二項でございますけれども、知事は、諸事情等を考慮し、臨時に休業日又は開場日を定めることができるとされておるところでございます。それに伴いまして、市場業務の実態に即したものになりますように、事前に各業界の皆様方と協議・調整を行った上で、本日、案をお諮りしているというものでございます。よろしくお願いいたします。

では、お戻りいただきまして、花き部についてご説明申し上げます。

資料の一ページになります。お開きいただければと存じます。花き部の案でございますが、花き部でございます。北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成されます東京都花き振興協議会で取りまとめていただいたものをもとに提案しておるといふものでございます。取りまとめに当たりましてはご尽力いただきまして、ありがとうございます。

まず、第一の設定の考え方でございます。臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定しております。臨時開場日は毎週の取引がございます。切り花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に分かれておりますので、出荷調整が難しい花きの特性を考慮いたしまして、あとは、大方の国民の祝日を臨時開場日に当てるほか、松・千両の取引を行います十二月の日曜日を開場としていただいております。

この考え方をもとにいたしまして、第二、平成三十年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては十二月三十日を全场共通とした上で、個別的には、北足立市場が三日間、大田市場が二日間、鉢物の取り扱いが少ない板橋市場が毎週木曜など四十八日間、葛西市場が十三日間、世田谷市場はなしと、このように各市場の特性を踏まえて設定しているところでございます。

また、臨時開場日につきましては、全市場共通が一月八日をはじめといたしまして十六日間、そのうち十二月九日が松市、十二月十六日が千両市となっております。個別には、各市場がそれぞれの事業者の方々の意向によりまして臨時開場日を設定しております。

次のページでございますが、カレンダーをお付けしております。今申し上げました内容の詳細を掲載してございます。

花き部の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。花き部についての説明は終わりました。何かご意見とかご要望とかございましたら承ります。よろしくお願いいたします。何かございますか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　ないようでございますので、この案をもって決定させていただきます。よろしく申し上げます。

○大矢会長　それでは、次に、食肉部についての案につきまして事務局より説明を求めます。よろしく申し上げます。

○白川幹事　それでは、食肉部につきましてご説明申し上げます。

資料の三ページをお開きいただきましたと存じます。食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会で取りまとめていただいたものをもとに提案しているものでございます。

第一、設定の考え方でございます。臨時休業日は、四週八休を基本といたしまして、需要が増える十二月を除きまして、原則として毎週土曜日に設定をしております。しかし、開場日の確保のために一月六日を開場日としております。また、八月には夏休みを設けておるところでございます。

臨時開場日につきましては、五月及び八月におけます開場日の確保といたしまして、五月三日、八月十一日、そして年末の需要増に対応するために十二月二十四日、二十九日に設定をしております。

この考え方をもとに、第二の平成三十年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、一月六日、十二

月の各土曜日を除いた土曜日、夏休みといたしましたして八月十三、十四日を合わせた四十五日間となります。

また、臨時開場日は、先ほど申し上げました五月三日、八月十一日、十二月二十四日及び二十九日の四日間となっております。

次のページには、カレンダーをお示ししてございます。内容の詳細を掲載してございます。

なお、今後の食肉市場の休開市日の設定に当たりまして、大消費地の需要に応じた食肉の安定供給、生産者の出荷要請に同調した集荷対策等を踏まえまして、「と場の運営も含め、弾力的に対応していただきたい」という意見がございました。これにつきましては、食肉市場と業界の間で検討するように申し伝えたといいことを付言させていただきます。

食肉部の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。食肉部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。腰塚委員。

○腰塚委員　食肉市場の仲卸の腰塚です。よろしく申し上げます。

ただいま白川幹事のご説明を受けまして、東京都さんが私どもの業界の実情をよく把握なさっているというか、ご理解いただいているということですので安心しておるところでございますけれども、いま一つ先に進めるべく我々の業界からいろいろな案も出ておりますので、これは食肉市場当局と我々業界が今まで以上に密に打ち合わせをしてこの案件を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。先ほど事務局から検討するという話でしたが、そのようなご要望もございまして、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

○腰塚委員　結構です。

○大矢会長　ありがとうございました。ほかに何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　　ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、水産物部及び青果部につきまして、事務局の説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○白川幹事　　会長、ありがとうございます。ただいま腰塚委員のお話でございますが、食肉市場と申しますのは、と畜解体を行います業務と食肉市場という二つの機能がございまして、その整合性を図っていくという意味もございまして、今、腰塚委員からのお話がございましたので、ご説明をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○大矢会長　　それでは、水産物と青果をお願いします。

○白川幹事　　それでは、続きまして、水産物部と青果部でございます。

資料の五ページをお開き願えればと思います。まず、第一の設定の考え方でございます。臨時休業日につきましては、後ほどちょっと触れますが、全国中央卸売市場協会(全中協)の設定方針の中で、「日曜・祝日を含めて四週八休とすることを目標とする」という事項がございまして、これに基づきまして、段階的にはございませけれども、祝日のない週の水曜日に休業日を設定することといたしまして、そのほか夏休みを八月十四日、十五日、十六日に設定しておるところでございます。

また、臨時開場日につきましては、五月の祝日等によります四連休を回避するために五月三日、また、八月のお盆の前及び年末の繁忙期への対応ということでございまして、八月十一日、十二月二十四日に設定をしておるところでございます。

この考え方をもとにいたしましたして、第二、平成三十年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、水産物部、青果部ともに三十七日間でございます。

それから、臨時開場日につきましては、先ほど申し上げたとおり三日間でございます。

次のページにはカレンダーをお示しいたしまして、今申し上げました内容の詳細を掲載しております。

それから、先ほど申し上げました全中協の設定方針でございますが、これにつきましては、恐れ入りますが、八ページをごらんいただければと存じます。こちらは参考資料で付けさせていただきますが、全国中央卸売市場協会では、青果部・水産物部につきましては、全国では東京市場の影響が非常に大きいということもございますので、先ほど申し上げました四週八休ですとか、あるいは全国での統一、原則水曜日にお休みを設定するというような方針をもとにこれまで休開市日の設定を行ってきたところでございますので、後ほどご参照いただければと存じますので、どうぞよろしく願います。

それから、付け加えますと、ただいまご説明した案でございますけれども、築地市場の豊洲市場への引越に伴う臨時休業日につきましては現時点では見込んでございません。今後開場日が決まりました、引越し作業等によります臨時休業日の設定が必要となる場合には、平成二十八年の変更と同様に築地市場取引業務運営協議会におきまして調査・審議をいたしまして、決定いただくということになります。このことにつきましては事務局にご一任をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

水産物部と青果部の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願います。

○大矢会長　水産物部・青果部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等ございましたらよろしく願います。伊藤委員。

○伊藤委員　水産の卸の伊藤裕康と申します。

今のご説明でありましたけれども、基本的に今のご提案された案については納得できません。基本的には反対でございます。それはどういふことかと申し上げますと、毎年のことですが、本年も事務当局におかれては全中協でいろいろ打ち合わせされ、さらにその上、業界それぞれに根回しといえますか、そういう協議を重ねられた上で、いわゆる調整会議なるものが既にあのときに二回も開かれて、そのときに東京都さんが考えられた案は二百六十二

日でございました。

ところが、それから後、突然ちょっと待ってくれということ、その提案を変えたいということ、なぜかという、大阪が突然東京都の案の二百六十二日ということ、自分らはそれでは同調できないということで、独自の案を考えているということがありまして、事務局もそれにかなり混乱されて、そうして、改めて二百六十日という案でどうだろうかというご提案をお持ちになりました。

その理由を聞けば、後から理由付けはいろいろあるんですが、政府のいろいろ休日に対する方針であるとか、あるいは全労働時間の問題であるとか、そういうことを根拠にしながら、二百六十二日とお出しになったのを二日削って二百六十日と。つまり、今年から考えれば四日減らすということになるわけでございますけれども、その根拠は、いずれにしても大阪がそういうふうに変えた。

しかし、全中協でいろいろお打ち合わせもなさっているだろうし、いろいろ基本的な方針はおやりになった上でこのことですから、大阪がどうであれ、東京がそれに引きずられて当初の方針を変えるのはおかしいと。もしどうしても最初からそういう考え方であるのであれば、最初からちゃんと二百六十日で出せばいいじゃないですかということ、これを申し上げたんですけれども、どうも説明がはっきりしない。

それで、私どもとしては、我々の業界で構成している七社の社長会を急遽開いて、そしてみんなでこの問題を協議しました。これについてこういう考え方でこられているけどもどうなんだということ、それに関しては、いろいろ労働面であるとか、労働時間の制約のこともある。あるいは、人の採用といいますか、従業員の人を採用するのに非常に現状ではなかなか困難である。こういう今の休日体制では非常に難しいというような話もあり、あるいは一方では、本来の市場としての公共的な役割は、公設の市場である限り、常にこういう生鮮食品に対する扱い方をきちんとすべきだと。それには休日を増やすということは反対であるというふうな説もあり、いろんなご意見がありました、それらをまとめて私どもとしては、市場長に対して、これに対してのいろんな問題を、我々の考え方

を、はっきり要望書といえますか、意見書の形で市場長にお示ししました。

それが、今から考えますと、ここにございますが、我々は八月七日にこれをお出ししたわけでございます。それに対して実は昨日――昨日ということは九月六日なんですよね。約一か月たつてご返事を頂戴したんですが、実に簡単なコメントを載せたご返事しかございません。私どもとしてはかなり綿密にいろいろ話し合いをした上で、二百六十日を再提案なさるに對して疑問もいくつかあるということです。

それに対して我々がもしこれを受け入れ、合意するのであれば、休市日の営業取引を可能とするような、あるいは休市日における営業活動を認める等の条例改正を約束してほしいということ。現実に、今も連休のさなかでは、例えば活魚などは四日とか五日とか長い休日の間ではとても保てない。いわゆる活魚を保管しておくことができない。特に仲卸さんなんかの強い要望もありまして、今現在も中間で日にちを定めて、臨時に荷渡しを行うということをやっております。そういうことも一々条例なり、規則なりにひっかかるものですから、それらをもっとスムーズにできるようにやってほしいということ。

あるいは、年末年始の休日に対して、これまた条例がこういうふうに決まっているから変更できないといういろんなお話がございますけれども、これは人の決めたことであり、それらについても条例を改正してほしい、変えてほしいということをつけ加えております。

さらに、私どもとしては、休開市のあり方、あるいは市場業務のあり方、市場における労働のあり方等について根本的に検討して、あるべき市場業務、市場労働、休開市制度とするように早急に検討体制を整えるということをお願いしたいということを強く、これは市場長宛ての文書として私どもはお出ししました。ところが、通り一遍の簡単な精神的なご挨拶だけで昨日いただきましたけれども、この程度のものでは納得できません。

私としては、今日改めて市場長に直接伺いたいんですが、あなたは、私どもの公式な文章に対して、これをお読みになっていきますか。それから、昨日いただいたご返事はあなたが書いたものですか。あなたが目を通したもので

すか。これはあなたの意思なんですか。それをお伺いしたい。

○大矢会長　伊藤委員、よろしいですか。では、市場長からご意見を承ります。

○村松幹事　今、伊藤会長からお話を伺いました。八月七日付の水産物卸売業者協会からの要望につきましては、私も拝見させていただいておりますし、部下からも報告を受けております。回答につきましても、我々の中で打ち合わせをした上でお答えをしております。

○大矢会長　伊藤委員、今の回答でどうですか。

○伊藤委員　今の回答で、私どもは回答とは全然とれません。したがって、私どもは三枚の紙で申し上げたんですが、疑問がこれだけあると。その中でこれに合意するには、今読み上げたような、いわゆる条例に関しても条例にひっかかるというようなことがいくつか指摘されていますので、それらについてはどうなんでしょうかと。もっと柔軟性を持たせた——特に我々の場合には扱うものが魚でございます。したがって、天然のいろんな条件によってたくさんとれたり、あるいは不漁であったり、そういう状況も日々変わることもございます。それらに関して柔軟に対応できるようにしなきゃいけない。休市日だからといって、それを一切扱わないというわけにはいかない。いろいろなお客様からの要望もあり、それらに対して応えていかなきゃいけないという面が強ございます。そういう点に関して、もっと柔軟に対応できるような制度に変えてもらいたいということが私どもの要望でございます。

特に、先ほど申し上げましたように、休市日における営業活動ということができるように。これは卸も、それから仲卸さんも、休日によく出勤されて、そしてお客様にお届けする。あるいは、仕入れを希望される方は仕入れをなさるといふようなことを現実にやっているわけですよ。市場の性格からいってそれをやらざるを得ない。我々はこのように生鮮食品を扱っているという立場で、そういう点で柔軟にこれらが運営できるように。

休市日だとかといって一切取引はまかりならんというようなことが今は原則ですけども、そうはいっても、例えば活魚槽なんかも仲卸さんにはごく限られたスペースしかございません。一日もすればとても在庫として持てない。

したがって、卸のほうでもこの日を決めてひとつ荷渡ししてもらいたいという要望が強く、かれこれ十年近くなり
ますけれども、毎年そういうことで、いわゆる特例ということで東京都に申請してやらせてもらっているというよ
うな状況ですけれども、こういう点についてももっと柔軟性のある対応をお願いしたいということが一つでござい
ます。

それから、先ほど申し上げましたように、今の現状は、毎年毎年こうして休市日を一日増やす、二日増やす。毎
年毎年、業界調整をやってこんなことをやっている。これはおかし。既に根本的に休市というのはどうするんだ
と。例えば先日も小池知事がいろいろな業界からのヒアリングの席で、今の市場は休みが多い。例えば土日の一番
大事なそういうときに市場が休んでいるというように対して、何でそうなのというような発言もございまし
たけれども、そんなことも含めて我々としては変に誤解されることのないような、しかも、いろいろな労働条件と
いうことも十分加味した上で、これは抜本的に根本的にもう少し時間をかけてきちんと協議していかなきゃいけな
い。こんな付け焼き刃の、そうやって二日を簡単にやめちゃうとか、そんな程度の姿勢でこういうものを決めるべ
きではないというふうに私は思います。

今までは、毎年私は、こういう意見があるんだ、こういう考え方もあるんだけれども、今年はこれで了解します
ということでも全部承認してまいりました。しかし、今年はそうはいかない。あまりにも粗雑といえますか、やり方
があまりにも手間を省いているといえますか、そういう点でもう少し根本的にきちっと考えてほしい。そして、こ
こで働く人たち、それから実際に商売を営んでいる立場の方々がこういう休日いろいろ縛られることが多いので
ございまして、それらについて一体どうするんだということをもう少し真剣に考えてほしいと思います。その点の
要望も含めて、もう一回はつきりしたお考えを伺いたいというふうに思います。

○大矢会長　要するに、業界から出された要望書に対する回答が十分趣旨に沿っていないということが一つと、それか
ら、今までの休日の設定の仕方の経緯が必ずしも明確でないというようなことで、ご理解いただけない、納得でき

ない、反対という伊藤委員の意見ですけど、反対じゃ困るんですよ。ですから、これはやっぱり幹事のほうでもうちよつと一歩進めた詳細な説明と、今、伊藤委員が言われた要望にもあるということでございますから、納得できるような回答を事務局からお願いしたいと思います。

○白川幹事　ありがとうございます。今、伊藤委員から二百六十日というお話がありましたけれども、二百六十日というのがいわゆる営業日でございます。一年二百六十五日で、これで四週八休。一年間五十二週でございますので、その倍でいきますと、カレンダーによりまして百四日から百五日となりますので、それを差し引きますと二百六十日ということ、ほぼこれで四週八休という意味でいけば達成できるのかなというふうに我々のほうで考えてございます。

そういったもとの、今、伊藤委員からお話ございましたように、私どもはこれまで、事実経過から申し上げますと、開場日数を大体二日ぐらいずつ減らしてきたということが実際のところでございます。今年度につきましては、今お話がございましたように、これまでの調整会議という事務的な折衝の中で、当初二百六十二日というご提案をさせていただきました。その後、やはり働き方改革ですとか、人材確保に非常に支障を来すという業界からのご要望もございました。そこで二百六十日という今回の提案を出させていただきましたことは事実でございます。これは我々のほうとしても、やはり伊藤委員がおっしゃるように、当初から出すべきだったという議論がございました。

これにつきまして、我々のほうでは、四週八休というもののさらにその先に何があるのかということ、今お話がございましたように、市場のあり方、中央卸売市場はどういうものなのか、それから開市日、営業日は何日がいいのであろうか、こういったことの議論は非常に重要だというふうに思っております。特に卸売市場法の改正ですとか、その中で今伊藤委員がお話になりましたように、商物一致の原則というものがございます。物とお金の流れ、つまりお金の流れというものは、具体的に申し上げますと取引ということになります。

そういったしますと、営業日、開市日には営業を行う。それから、それ以外のものでは、今、伊藤委員がお話になったように、休市日にはどういふ対応をするべきなのか、あるいは実態はどうなのか、課題はどうなのかといううなことにつきましても、平成三十一年の設定に当たりまして、今後私どものほうで、業界の実務者レベルの方々から、例えば労務環境、あるいは輸送、それから支払い等でいきますと金融機関等の関係。これにつきましては、今伊藤委員がおっしゃいましたように、今まで二日ずつ減らしてきたということではなくて、根本的な考え方を微に入り細に入りといいますか、詳細に詰めていく。

例えば年末年始はどうするか、人材確保の問題ではどうすればいいのか、そういったことを多角的に検討してきたいということで、九月、あるいは十月以降早々に、これまでは先ほど申し上げました調整会議というものを、今回の九月の開催のこの協議会に当たりまして、その数か月前から実際にいろいろな折衝なり、調整を行ってきたところでございますけれども、平成三十一年に向けましてはさらに深めまして、さらに早く両方の面で新たな検討を始めていきたいということを伊藤委員にお約束申し上げまして、ぜひとも今回につきましてご了承いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員　私は、あなたのそんな話はさんざん聞き飽きましたよ。そんなことを聞いているんじゃないんですよ。だから、私は市場長に申し上げている。東京都としての考え方ですよ。今の例えば条例についてどういふふうに思うんだと。こういうことがいろんな意味で実際に営業活動にとつてくびきになっていく。こういう問題についてあなたはどういふふうに思っているんですか、どうしたいと思っているんですかということ。

それから、今お話が出たように、根本的にこれからの休市のあり方は、知事からも事情を知らないでああいう発言があったのだと思いますけども、これらについても我々として、こういう公共的な使命も負っておるこの市場の営業に関して、どういふふうな形で休開市の日を決めたらいいんだということを改めてもっと根本的にきっちり考えていかなきゃいけない。

これは、今話があったような付け焼き刃の二日ずつ減らすとか、そんな段階じゃないんですよ。そんなことを言っているんじゃないんです。今の話だったら、毎年毎年二日ずつ減らしていったらどうするのかと。おかしな話じゃないですか。そんなことを言っているんじゃないんです。基本的に東京都が開設者としてこの休開市に対してどう思うかということ、どう考えているか、どう施策を打つんだということをお尋ねしているわけですよ。

それに対するこの話は、単なる精神論の返事が一枚の紙っぺらでただ来ただけで、それが返事ですか。こんな人をばかにした話はありませんよ。我々だって一応公的な組織のつもりですよ。それでしっかり検討した上で、三日もかけてこの案文は練りに練って、そして市場長にお持ちしたんです。それに対する回答は何ですか、これは。人をばかにした話でしょう。そんな状態の中で、じゃこの案で結構ですと言うわけにいかないでしょう。

○大矢会長　伊藤委員のおっしゃることもわかりますが、条例改正とか、市場のあり方とか、労働環境の改善とか、こういう問題というのはなかなか今後の問題で極めてテーマが大きいわけですね。したがって、即結論の出せるようなものではない……。

○伊藤委員　わかっています。

○大矢会長　したがって、これから、さっきの回答書に対するいろいろご不満もおありだということでございますが、市場長から今後の今伊藤委員がおっしゃった内容についての考え方について回答をいただきまして、それでご判断をいただければと思いますけれども、よろしいですか。

○伊藤委員　はい。

○村松幹事　今、休開市の根本的な考え方をどう考えているんだということでお尋ねがございました。この問題は非常に難しい問題があつて、一面ではやっぱり卸売市場は公共的なインフラでございますので、都民に対して、あるいは全国の産地なり市場を利用していらっしゃる方に対して、一年間にどのくらい開場してそういうサービスを提供するべきかという公共的な側面がございます。

もう一方では、開場しますと市場で働いている企業の皆さんが原則営業していただかないといけないという決まりになってございますから、開場日には自己都合になかなか休めないという原則もございます。したがって、開場日がイコール従業員さんの休日につながるという労働環境上の整備の関係になってございます。一方では、公共インフラとして何日のサービスを利用者の方に提供するか。もう一方で、そこで働く企業の皆さんがきちんと継続的に事業をできるように逆に休みの日をどこまでとるのか、そういうバランスだと考えております。

今回、二百六十日ということで提案させていただいているのは、一つは四週八休という、今現在、社会一般的に四週八休であれば社会の水準だろうというところもあって、なおかつ、利用日につきましても、昨年から若干は減りますけれども、そんなにサービス低下が生じないだろうというレベルでご提案させていただきました。

伊藤委員がおっしゃるとおり、どこまでが、例えばそれが二百五十日なのか、二百五十六日なのか、あるいはもっと二百四十いくつなのか、そういう根本的な問題につきましては、今年は申し訳ございませんでしたが私どもとして答えを出すことができませんでした。それは、全国の中央卸売市場の各都市もいろんな考え方がございまして、そういった統一の面からもなかなか決めることはできませんでした。

しかしながら、今のいろいろなご議論をいただきましたので、もうしばらく時間をいただきまして、来年の休開市の設定に当たって、原則的な考え方を事業者の皆さん、業界の皆さんと話し合っていきたい。そういうつもりで早速そういった検討の場をつくろうと考えております。そういう意味から今回は、今年は過渡期ということでご承認いただいて、根本的には必ず我々は考え方を皆さんと一緒につくっていきますので、ご理解を頂戴したいと思います。ております。

○大矢会長　伊藤委員、いかがですか。

○伊藤委員　開市の日は全部仕事をしなきゃいけないということですが、現実には休業届を出して実際に開市日であっても休んでいらっしゃる業者の方は結構いらっしゃいますよね。それだけの問題じゃないんですが、例えば今条例

のことで申し上げれば、年末年始、今は五連休ですけれども、この五連休が長過ぎる。あるいは、例えば大晦日なんかは、今まではいわゆる後片付けの日にちだったんですけれども、現実には今取引が頻繁に行われているというような状態ですから、我々はもう一回年末年始の休みについても検討しなきゃいけないだろうと思って、実はこの会でも私は三年前からその話をしているんですよ。ところが、いつも出てくるのは、それは条例で決まっているからだめなんだと、そういう話ですよ。だから検討してくれと言っているんですよ。条例が一つの妨げになるのであれば、条例を変えてもらわなきゃいけないというふうに私は思うんですよ。

そういう意味で、現実に取り引も、あるいは市場の運営も生きた経済行為ですから、これらもそのときの実情に合わせ、あるいは商品のいろいろな供給事情も全部加味した上で判断していくべきものだというふうに私は思っています。ですから、そういうときに条例がくびきになっているということではいけないと思うんですよ。それに対してどう思うかということを真剣に考えなければいけない。私はこれも三年前から言っているんですよ。だけど、全然進展しないんですよ。いつも条例があるから、条例で決まっているからだめだという、そんな話で終わりなんですよ。おかしくないですか。私はそれを言っているんです。

○大矢会長　わかりました。今のようなご意見がございました。さつき市場長が言われたように、業界と当局の検討会を設置するというお約束をされたんですが、そういう中で今の意見を踏まえて、条例改正の問題も含めてご検討いただけないということでしょうか。ご意見は。

○白川幹事　条例改正に当たるかどうかも含めまして、確かに今まで条例を改正しなければいけないというお話があったかもしれませんが、条例でできることでできないこと、そういったことも含めまして検討していきたいというところでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○大矢会長　伊藤委員、どうでしょうか。

○伊藤委員　あなたに聞いているんじゃないんだ。私は市場長に申し上げている。

○村松幹事 抜本的に検討するということでありますので、その結果によって当然、条例の規定はさておいて、本来はどうかあるべきかということにさかのぼって検討していくことになると思います。

○大矢会長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 条例も含めて、今私が申し上げたように、それがいわゆる障害になっているということでは大変困るわけですよ。ですから、それらも含めて、大矢会長がおっしゃるように、抜本的に柔軟にこれらを検討していただきたいというふうに思います。それを強く要望として付け加えて、大変不満ですけれども、これに大矢会長が賛成しろと私に強くおっしゃるわけですから、それはそれに従っても結構ですが、しかし、あくまでも、いつも毎年そうなんです。それは検討する、検討すると。来年決めましょうと。そんなようなことでいつもそのままほうっぽり放しだということ、それで時期が来れば、さて来年どうしようと。こんなことではだめですよ。

○大矢会長 不満だけど賛成ということでご意見をいただきましたので、幹事のほうでよろしくお願いいたします。
ほかに何かご意見は。武井委員。

○武井委員 青果卸の武井と申します。

基本的なことは今、伊藤委員が魚の立場で言われました。私からは、青果卸売会社として、一言意見を申し上げます。私たちは、昨年までは、先ほどもちよつと話が出ましたように、一日増やせ、二日増やせということで話をしてまいりました。しかし、本年は、最初の会議のときから休日は大幅に増やしてくれということを申し上げてきました。その背景としては、政府主導によるところの働き方改革の柱である長時間労働の是正が一つあります。それから、一般企業において急激に普及してきたこと。それから労働基準法の改正、こういうものもあります。そういうようなことの中から我々としては判断をしてきたわけです。

卸売市場も一般企業並みの完全週休二日制というものに移行していかなければ、会社としての持続的な経営にも影響が出始めてきているのは事実であります。地域の人々への生鮮食料品の安定供給ということを維持していく上

でも、これからの青果業界を担う人材の確保と定着、そして従業員の労働環境の改善は緊急の重要課題であると我々は意識をしております。全国の青果卸が一致して各開設者に訴えている窮状を変革していくためにも、全国の市場が関心を寄せる東京市場の役割は極めて重要だというふうに思っております。

平成三十年は、誠に残念ながら二百六十日という開市日数ですが、これについては東京都さんも苦勞しているだろうし、我々も随分いろいろな調整会議の中でやり合ってきました。その結果ですから、これについては認めるわけですが、我々としては、もっともっと大幅な休日増を、世間一般の会社さん並みの休日をお願いしたいというふうに思っているわけです。調整会議で東京都さんの発言があつて、来年は設定方針の大幅な見直しを行うというようなお話がありました。それを強く我々も意識して、改めて東京都のほうにお願いをしていきたいというふうに思うわけです。よろしくひとつお願いします。

○大矢会長　賛成だけでも意見表明ということでもよろしいですね。事務局、よろしいですか。

○白川幹事　ありがとうございました。

○大矢会長　ほかに何か。中澤委員。

○中澤委員　市労連の中澤です。

今の武井委員の考えに私たちも同意見です。水曜日の休みというのは、昔、私はこれは先輩から聞いた話なんですけれども、当時の働いている人の例えば有給休暇の取得率とかを調べて、私なんかは仲卸なんですけれども、仲卸などは特に零細企業が多うございまして、なかなか有給休暇がとれない。そういう中でいい労働環境をつくっていかうということも大きな理由だったというふうに聞いております。現在、じゃあ、どんな取得できるようになっているかというのと、そういうことはとてもないような状況ですので、この方向というのは私は正しいんだというふうに思います。

それから、今後について検討をしようという。それは大変よろしいと思うんですけれども、その場には労働組合

の意見もぜひ表明できるような場にさせていただきたいというふうに思います。

○大矢会長　ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。清水委員。

○清水委員　最初に、要望書を出されたということ伺いましたが、それを事前に私たちが知ると、どちらにしても、増やしたほうがいいのか、今のような政府の動きの中でどうしたらいいのかということ判断する資料というのが今までは主張されていたということもお聞きしました。でも、今回は要望書としてまとめられたということをやります前にこの委員に知らせていただきたいなということを要望しておきます。

○大矢会長　事務局、何か。

○白川幹事　要望書を出されたところと調整をさせていただいて、取り扱いについては事務局に一任していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大矢会長　よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。

各部あわせまして諮問いただきました件につきましては、全部原案どおり答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。

それでは、答申につきましては、後日、私から知事宛てに提出をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

五・報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○大矢会長 次に、報告事項に入らせていただきたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてでございます。事務局から説明を求めます。

○白川幹事 それでは、お手元配付、報告事項、一ページをごらんいただきたく存じます。

取引等の状況につきましての報告でございます。

まず、(一)でございます。卸売業者の取扱数量等の推移でございますが、上段の表が平成二十八年直近五年間の取扱数量、金額の推移を部別別にあらわしているものでございます。

取扱数量につきましては、この間、水産物部・青果部につきましては減少傾向、食肉部はほぼ横ばいの傾向にございます。取扱金額につきましては、この間、水産物部を除きました部類がおおむね増加傾向にございまして、単価高の傾向が読み取れるところでございます。

二ページをお開き願います。市場業者の経営状況につきまして、直近五年間の推移でございます。

(ア)の卸売業者につきまして、平成二十四年度は、単価安などの影響も受けまして赤字事業者が増加をしたわけでございますが、二十五年度からは景気の回復基調もございまして全体的に持ち直し、二十七年、赤字業者は一社となっております。

なお、近年、統廃合の状況は、中段に示しております。

それから、(イ)の仲卸業者につきましては、全体としての事業者数の推移は減少傾向でございますが、これはこれまでと変わっておりませんけれども、赤字業者の割合は年々減少してございます。都では、引き続き定期的な財

務検査を行うとともに、赤字業者に対しましては公認会計士、弁護士、中小企業診断士等といったの方々によります相談、経営指導・相談実施を充実させてまいります。

また、仲卸業者の団体等が販路拡大、新商品等の事業を行う場合に支援する事業、これは経営活性化支援事業補助金というものもございますので、こういったものも充実をし、事業の活性化を図ってまいります。

三ページをごらんいただきたいと存じます。農林水産省によります全国の卸売市場の経由率の推移でございます。二十六年までの過去五年間の推移でございます。二十七年以降はまだ公表されてございませんので、よろしくお願いたします。

この五年間、全体的には低下傾向でございます。流通チャネルの多元化、輸入品の増加等による影響が大きいと考えられるところでございます。水産物部ですが、ここ数年減少傾向にございましたが、二十五年には若干増加をいたしました。二十六年には若干減少には転じているところでございます。青果部では二十五年以降増加、食肉部は増減を繰り返してほぼ横ばい、花き部は二十四年からの減少傾向が続いているところでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○大矢会長　ありがとうございます。報告事項について何かご質問等がございましたら、ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　ないようでしたら、報告事項についてこれで了承するといいたします。

ほかに何かご質問はありますでしょうか。全体を通して。

ないようですので、では、これを持ちまして終わりいたしますが、終了いたします前に、市場長から閉会の挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

○村松幹事　取引業務運営協議会の終わりに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日も答申いただきました東京都中央卸売市場の平成三十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきま

しては、決定の後、市場業界の皆様や東京都の関係機関をはじめ、全国の市場関係者、出荷者の皆さんに周知を行うことによりまして、円滑な市場運営につなげていきたいと考えております。

また、本日は、ご審議の過程で休開市をめぐる根本的な議論をいただきました。私もその場でお話ししたとおり、それにつきましては、業界の皆様方や、あるいはその利用者の皆さんからの意見も踏まえながら、どうあるべきかと時間を頂戴しながら抜本的に考えていきたいと思っております。そうした点も含めまして、今後とも各委員の皆様方にはご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

六・閉 会

○大矢会長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。長い間ご協力いただきまして、ありがとうございます。

午後二時三十五分 閉会

—了—